

消費者庁による注意喚起事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
1	H22.10.29	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する社債を巡る消費者事故等に係る情報提供及び注意喚起	<p>(社債の募集勧誘)</p> <p>1) 消費者への不適切な説明 消費者庁には、W社が社債の契約やその解除に当たり、消費者に対し次のような説明を行った事例の情報が提供されています。 ・「元本は保証する」「価格が〇倍になる」など、本来将来における変動が不確実な価額について断定的判断を提供するような勧誘方法に係る事例 ・「追加の社債購入を断るとこれまでに購入しているものに対しても今後金利が出せない」など、契約の締結に関して消費者を威迫して困惑させる行為に該当すると考えられる事例 ・解約を希望する消費者に対し、「自己破産をしないと解約できない」「(解約料を払っても解約したいと言ったが)解約の正当事由に当たらない」といった契約の解除に関して消費者を欺く行為に該当すると考えられる事例</p> <p>2) 債務の不履行 既に社債を購入した顧客に対し、毎月末とされている社債の利払いが期限までに履行されず、その理由も説明されない事例が確認されています。 また、国民生活センターのあっせんや弁護士による和解の交渉を経て、当事者間で契約解除・返金の合意が行われたにもかかわらず、返金の履行が滞り、その理由も説明されない事例が確認されています。</p> <p>3) 金融商品取引法違反のおそれがある行為 なお、金融商品取引法では、社債等の有価証券の発行に当たり、投資者(消費者)の投資判断に必要な情報を開示させるため、発行する者に対し、有価証券報告書の届出義務等が課せられています。ただし、勧誘の相手が50名未満である場合(少人数私募)の場合は、上記義務が課せられません。 しかし、W社(※)では、49口を一区切りとして利率を僅かに変える形で社債を複数発行するなど、実質的に同一と考えられる社債を、自社の財務状況や経営方針等について十分な情報開示をすることなく、不特定多数の者に勧誘・発行しているおそれがあります。</p>	<p>○金商法 ・開示規制…有価証券の募集等に該当する場合、原則、有価証券届出書の届出義務(第4条第1項) ・措置…課徴金納付命令(第172条)</p> <p>【参照】 金融庁の平成23年9月22日付け「ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令の決定について」</p>	<p>【相談件数:985件(平成22年9月末時点)(W社(※)に関する相談に限る)】 (※)ワールド・リソースコミュニケーション株式会社</p>
2	H23.6.24	「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起	<p>(温泉付有料老人ホームの利用権)</p> <p>見知らぬ業者から電話があり、「温泉付き有料老人ホームの利用権を代わりに買ってもらえれば、〇か月後に〇倍で買い取る」との連絡があった。「合同会社グリーンアート」から「箱根温泉付有料老人ホーム」に関する「アプリコット合同会社」名のパンフレットが送付された。パンフレットには「合同会社グリーンアート」を振込先とする「箱根温泉付有料老人ホーム利用権購入申込書」が同封されていた。「申込書」には、「利払い金 年6～8%」「登記済権利書が発行されます」などの記載があった。「合同会社グリーンアート」に連絡して申込手続きを行い、代金を「合同会社グリーンアート」名義の銀行口座に振り込んだ。その後、不審に思い、有料老人ホーム建設予定地を見に行ったところ、現地には老朽化した保養所が建っているだけで有料老人ホームと思われる建物は存在しなかった。建設予定地の自治体に確認したところ、当該土地には有料老人ホームの建設がされる予定はないとのことだった。しばらくして「アプリコット合同会社社員券」が送付されてきたが、登記済権利書は送付されなかった。「社員券」には「本社員券は、記名者が表示口数の社員であることを本合同会社の定款に記載したことを証するとともに、箱根温泉付有料老人ホーム利用権の口数を証する」旨記載があった。</p>	<p>— (なお、この取引が「合同会社の社員権」の販売であった場合、金商法の適用可能性がある)</p>	<p>【相談件数(平成23年3月～6月23日まで):367件】</p>

消費者庁による注意喚起事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
3	H23.8.12	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起	(「鉱山の採掘」・「鉱物」に関する権利) 【事例】「合同会社ヤマト興産」から電話があり、『合同会社薩州鉱山』のパンフレットが届いたか。『合同会社薩州鉱山』は国の承認を得て、金の採掘事業を行っており、貴重な鉱物担保証券を発行している。証券は1口10万円である。』との連絡があった。 (注)正確には、「合同会社薩州鉱山」の「薩」の字は、「文」の部分が「立」。(以下この文書において同じ。) 見知らぬ業者(以下「買取り業者B」という。)から電話があり、『合同会社ヤマト興産』が販売する鉱物担保証券を買取り業者Bに代わり購入してくれば、上乘せした額で買い取りたい。』との連絡があった。 「合同会社ヤマト興産」から封筒が届いた。封筒には、表紙及び裏表紙に「合同会社薩州鉱山」と記載された「金品位世界一 鹿児島島の金」と題する金や鉱山に関するパンフレットと、「合同会社ヤマト興産」宛の「鉱物担保証券申込書」が同封されていた。 「鉱物担保証券申込書」には、次のような記載があった。 ・「事業地:鹿児島県枕崎市 12453Rの鉱区」 ・「1口の金額:金 100,000円～」・「償還期間:2年」 ・「※法人または、海外在住の方はお申し込みできません。」 ・「●配当金受取口座」 消費者は「合同会社ヤマト興産」に申込み、代金の支払いを行った。 「合同会社ヤマト興産」から「会社の商号 特定目的会社 合同会社 薩州鉱山」などと記載された「合同会社薩州鉱山」名義の「鉱物担保証券」が送付されてきた。 その後、買取り業者Bに証券を渡し、お金を受け取る約束をしたが、直前にキャンセルされ、以降連絡がとれなくなった。 (平成23年8月12日『「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起」(消費者庁))	— (なお、この取引が「合同会社の社員権」の販売であった場合、金商法の適用可能性がある)	【相談件数(平成23年度):162件(平成23年8月9日時点)】
4	H23.10.21	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起(第2報)			

○本資料は、消費者庁発足(平成21年9月1日)後に、消費者庁が行った注意喚起のうち、財産事案に関するものを基に作成した。

○「関係すると考えられる個別法・個別業法の例」について

各事例における対象商品、役務等に照らして、関係すると考えられる個別業法・個別法を例示したものであり、各事例への実際の適用可能性を示すものではない。

法令名については、以下のように省略する。

・金融商品取引法…金商法